

第78期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

事業報告

直前3事業年度の財産及び損益の状況、主要な事業内容  
主要な営業所及び工場、使用人の状況、主要な借入先の状況、株式の状況  
新株予約権等の状況、会社役員に関する事項、会計監査人の状況  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要  
会社の支配に関する基本方針

個別計算書類

株主資本等変動計算書、個別注記表

監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社ホクリヨウ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

### 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 75 期 (2023年 3 月期)	第 76 期 (2024年 3 月期)	第 77 期 (2025年 3 月期)	第 78 期 (2026年 3 月期) (当事業年度)
売 上 高(百万円)	17,823	18,901	19,397	23,107
経 常 利 益(百万円)	1,383	2,316	2,001	5,046
当 期 純 利 益(百万円)	745	1,656	2,181	3,862
1 株当たり当期純利益 (円)	88.13	195.81	257.93	456.65
総 資 産(百万円)	16,849	17,764	19,216	23,402
純 資 産(百万円)	10,746	12,318	14,153	17,518
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,270.49	1,456.27	1,673.22	2,071.04

(注) 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づいて算出しております。

### 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
鶏 卵 事 業	鶏卵の生産・販売を行っております。 鶏卵事業の最大の特徴は、生産から流通会社（取引先）への販売まで、自社内で一貫して行っている点であり、流通会社と直接取引することによって消費者サイドのニーズを素早く生産に反映させることが出来ます。

主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

（1）当社

事業所名	所在地
本社	札幌市白石区中央2条3丁目6-15
札幌支店	札幌市白石区中央2条3丁目6-15
札幌鶏卵センター・札幌G P	北海道北広島市南の里157-1
輪厚液卵工場	北海道北広島市輪厚工業団地1丁目2-10
千歳G P	北海道千歳市駒里2208
旭川支店	北海道旭川市台場1条5丁目4-2
函館支店	北海道北斗市久根別5丁目67-5
北見営業所・北見G P	北海道北見市美園722-1
道東支店・帯広G P	北海道河東郡音更町字東和西5線42
登別営業所・登別G P	北海道登別市札内町380
盛岡支店	岩手県岩手郡岩手町大字土川4-334-1
仙台支店・多賀城G P	宮城県多賀城市八幡一本柳3-10
札幌農場	北海道北広島市南の里161-1
登別農場	北海道登別市札内町380
北見農場	北海道北見市美園722-1
十勝農場	北海道河東郡音更町字東和西5線42
千歳農場	北海道千歳市駒里2208
早来農場	北海道勇払郡安平町早来北町55-9
盛岡農場・盛岡G P	岩手県岩手郡岩手町大字土川4-334-1
はまなす農場・はまなすGP	岩手県九戸郡洋野町種市第31地割96-1
吉目木農場	宮城県栗原町金成片馬合上吉目木107
千歳化製工場	北海道千歳市駒里2228

（2）子会社

該当事項はありません。

### 使用人の状況（2026年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
259 (319) 名	9名増 (10名増)	45.7歳	11.5年

- (注) 1. 当社は鶏卵事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
2. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に期末日現在の人員を外数で記載しております。

### 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	816百万円
農林中央金庫	254百万円
株式会社北海道銀行	31百万円
株式会社北陸銀行	15百万円
株式会社北洋銀行	15百万円

**株式の状況**（2026年3月31日現在）

- （1） 発行可能株式総数 15,000,000株
- （2） 発行済株式の総数 8,459,000株
- （3） 株主数 13,077名
- （4） 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 コ コ リ コ	3,556,000株	42.04%
株式会社十文字チキンカンパニー	420,000株	4.97%
米 山 恵 子	263,500株	3.12%
米 山 大 介	222,800株	2.63%
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	170,000株	2.01%
株 式 会 社 北 陸 銀 行	132,000株	1.56%
株 式 会 社 北 洋 銀 行	132,000株	1.56%
都 丸 高 志	83,500株	0.99%
大 和 証 券 株 式 会 社	81,400株	0.96%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	75,441株	0.89%

(注) 持株比率は、自己株式（162株）を控除して計算しております。

**新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

## 会社役員に関する事項

### 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役、執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者本人が不正行為等を行った場合には補填の対象としないこととしております。

## 会計監査人の状況

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

(6) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項  
該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ②企業倫理規範をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、当社の役職員が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ③当社を対象に内部監査を担当する内部監査室は、法令遵守の状況を監査し、その結果を定期的に社長、監査役に報告する。
- ④法令遵守上疑義のある行為等について、当社の従業員が直接情報提供を行える手段として内部通報制度を設置・運営する。コンプライアンス委員会は係る通報の直接受付機能を果たすとともに、通報者に不利益がないことを確保し、重要な通報については取締役会に報告する。
- ⑤当社は社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取り引きも行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合には、警察及び顧問弁護士との連携を図り組織的に対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令及び社内規程に基づき作成・保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社の業務執行に係るリスクを認識・評価し適切なリスク対応を行うため、危機管理規程を定め、危機管理委員会にて当社のリスク管理体制の整備・構築を行う。
- ②危機管理委員会は、定期的に担当部門の責任者より各部門に内在するリスク管理の状況について報告を受け、当社のリスク管理の進捗状況についての管理を行う。
- ③内部監査室は、内部監査を通じて当社各部門のリスク管理体制を把握し、その課題、対策等を年に一度取締役会に報告する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定時取締役会を毎月1回開催し、当社の業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。また、随時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。

- ②取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、当社の各責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ③当社の中期経営計画と年次計画を策定し、取締役会への業績報告等を通じて、取締役会がその実行・実績の管理を行う。
- ④取締役候補者の指名や報酬に関しては、社外役員が過半数を占めかつ社外役員を委員長とする指名報酬委員会の審議、答申を踏まえて、取締役会で決定する。

(5) 株式会社における業務の適正を確保するための体制

- ①職務権限規程、業務分掌規程を設け、取締役、使用人の当社における業務の適正を確保する。
- ②取締役会が株式会社全体のコンプライアンス・リスクを統括・推進する体制とする。
- ③監査役及び内部監査室により、当社の経営に対応して当社全体の監査を実効的かつ適正に行う体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長の直轄下に設置されている内部監査室が監査役を補助する。
- ②監査役を補助する内部監査室のその補助業務の遂行に関して、取締役及び部門長等の指揮・命令を受けないものとし、その独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役及び使用人は、重大な法令違反その他当社の業務または業績に重要な影響を及ぼすおそれのある事実については、直ちに監査役に報告をするものとする。
- ②内部通報制度についてはその適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③監査役からその業務に係る費用の前払等の請求があった場合は、担当部署において審議し、当該費用または債務を処理する。
- ④監査役は、定期的に会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換をする。
- ⑤監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由とした不利な取り扱いを行わない。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応のため、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①内部統制システム全般の取組みの状況

株式会社における業務の適正を確保するために、横断的な規程の制定、内部監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社の内部統制システム全般の整備・運用を行いました。

②コンプライアンスの取組みの状況

管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を当事業年度は3回開催し、当社の役職員の法令遵守に対する取組みの状況を点検しております。

③職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は当事業年度は13回開催したほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行い、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、取締役の職務執行に係る情報の保存については、適正に保存され、取締役及び監査役が常時閲覧できる状態となっております。

④損失の危険の管理及びBCPに対する取組みの状況

企画本部長を委員長とする「危機管理委員会」を当事業年度は3回開催し、当社の主要な損失の危険及びBCPの構築について各責任担当部署から報告を受けるとともに、リスクの管理状況の確認を行っております。

**会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計		別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,055	754	754	58	4,400	7,699	12,157	△0
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△592	△592	
当 期 純 利 益						3,862	3,862	
自己株式の取得								△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	3,270	3,270	△0
当 期 末 残 高	1,055	754	754	58	4,400	10,970	15,428	△0

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	13,966	186	186	14,153
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△592			△592
当 期 純 利 益	3,862			3,862
自己株式の取得	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		94	94	94
当 期 変 動 額 合 計	3,270	94	94	3,364
当 期 末 残 高	17,237	281	281	17,518

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・製品・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～45年

機械及び装置 2～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・定額法を採用しております。

- ・自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- |             |                                                                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金     | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。                                       |
| ② 賞与引当金     | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。                                                                  |
| ③ 役員賞与引当金   | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。                                                                   |
| ④ 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| ⑤ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。                                                                       |

(4) 収益及び費用の計上基準

① 商品及び製品の販売

鶏卵事業においては、主に鶏卵商品の販売並びに鶏卵製品の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、個々の契約内容に応じ、引渡、検収時点など、約束した商品及び製品を顧客に移転することによって履行義務が充足され、収益を認識しております。また、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の事業者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足後、概ね2ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

鶏卵製品は、販売重量や数量、販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリポート等を付して販売される場合があります。その場合の取引対価は、顧客との契約において約束された対価から達成リポート等の見積りを控除した金額で算定しております。達成リポート等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

② 採卵鶏の購入費

採卵鶏の購入費については、支出時に全額費用として計上しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失)

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産	12,020百万円

### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当事業年度において鶏卵事業の固定資産グループについて、減損兆候の有無を判定いたしました。

資産又は資産グループが使用されている営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合には減損の兆候があると判断しております。その際、各資産グループの過去の実績及び当事業年度以降の事業計画に基づいて判断しております。その結果、当事業年度においては、各資産グループに減損の兆候はないと判断いたしました。

#### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候の判定において、経営者によって承認された将来の不確実性を反映させた事業計画を基礎としており、事業計画における主要な仮定は、鶏卵販売単価、鶏卵販売量、雛費、飼料仕入単価、飼料消費量及び市場の成長率であります。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

資産グループに関連する市場動向、経済環境等の前提条件に重要な変化が生じ、減損の兆候の判定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務  
該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,323百万円

(3) 保証債務  
該当事項はありません。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
該当事項はありません。

(5) 当座貸越  
運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関10社と当座貸越契約を締結しております。  
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,510百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	3,510百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	8,459,000	—	—	8,459,000

##### (2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	82	80	—	162

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 80株

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	592	70	2025年3月31日	2025年6月11日

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当 り配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,099	130	2026年3月31日	2026年6月10日

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	57百万円
賞与引当金	51百万円
役員退職慰労引当金	33百万円
減価償却費	210百万円
減損損失	8百万円
資産除去債務	24百万円
未払事業税	64百万円
その他	50百万円
繰延税金資産小計	499百万円
評価性引当額	△77百万円
繰延税金資産合計	421百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△119百万円
特別償却	△21百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△17百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△157百万円
繰延税金資産の純額	263百万円

(注) 繰延税金資産の回収可能性に関する企業分類の変更により、評価性引当額が減少しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、リスクのある取引は行わないこととしており、資金運用については短期的な預金等を中心に行い、必要な資金調達については銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主に取引先企業との関係強化に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資資金及び長期運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクについて、与信管理規程に基づいて各営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスクの管理

当社の保有する投資有価証券は主として株式であり、株式については定期的に時価や発行先企業の財務状況等を把握しております。また、借入金の金利については、定期的に市場金利の状況を把握しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債権と営業債務の入金、支払状況から財務担当者が適時に資金繰計画を作成・更新することによる手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 2 百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、受取手形、買掛金及び電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額※	時価	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	624	624	—
② 長期借入金	(1,134)	(1,073)	△61

※ 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	624	—	—	624

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,073	—	1,073

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1で分類しております。

負 債

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2で分類しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,304	—	—	—
電子記録債権	13	—	—	—
売掛金	2,031	—	—	—
合計	9,348	—	—	—

(注) 3. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	274	257	217	174	126	83
合計	274	257	217	174	126	83

**7. 関連当事者との取引に関する注記**

該当事項はありません。

**8. 賃貸等不動産に関する注記**

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**9. 持分法損益等の注記**

該当事項はありません。

**10. 1株当たり情報の注記**

(1) 1株当たり純資産額	2,071円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	456円65銭

**11. 重要な後発事象の注記**

該当事項はありません。

**12. 収益認識に関する注記**

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	鶏卵	鶏糞肥料	レンダリング	食品	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	22,578	27	128	373	0	23,107
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	22,578	27	128	373	0	23,107

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度末及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ホクリヨウ  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
札幌オフィス  
指定有限責任社員 公認会計士 吉村 淳一  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 井上 春海  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホクリヨウの2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社ホクリヨウ 監査役会

常勤監査役 工 藤 泰 宏 (印)

社外監査役 酒 井 純 (印)

社外監査役 岡 崎 拓 也 (印)

以 上